

生徒指導だより

郡山市立郡山第一中学校 生徒指導部発行
発行責任者：生徒指導主事
発行日：令和5年2月9日(木) 誕生
< 第16号 >



1月初め、こんなことがありました……

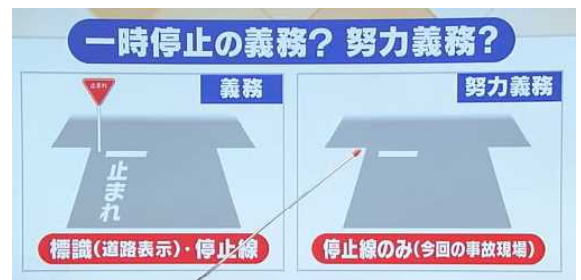
1月の初め、新聞に「郡山市内の交差点で、軽乗用車が乗用車に衝突され、一家4人が死亡した。」という記事が掲載されていました。

「なんとむごい……」と思っていた矢先、教え子の一人から連絡が入りました。亡くなった4名の中の一人は、私が先生になって7年目、初めて自分の専門の剣道を受け持った時の女子生徒だったのです……。

24年前も昔の生徒であり、結婚して名字も変わっていましたが、旧姓を聞いた時点で昔の記憶がよみがえってきたと同時に、愕然(がくぜん)としました。

長く先生という仕事をしていると、このような場面に出くわすことが時々あります。(あまり遭遇したくはありませんが……) その度ごとに、「なぜ?」という疑問も出る一方、「自分も安全に注意して生活しなくちゃ……」という命の大切さについて、自分自身を振り返る気持ちにもなります。

今回、その交差点に止まれの標識がつけられたそうです(右図)。一時停止が「努力義務」から「義務」へ……。あまりにも遅い対応ではなかったのかと思わざるを得ません。



昨年冬休みに入ったばかりのころ、本校でも交通事故がありました。大事には至らず、「ケガで済んでよかった!」という事故でしたが、「止まれ」の標識のあるところは「一時停止をする義務がある」のだということ。いつも通っている道だからといって、停止線のみしかない交差点でも、見通しが悪ければ、一時停止する「義務」として考えておかなければいけないのではないかと感じました。それにしても、人が亡くなってからの対応とは…… 残念でなりません。

登下校にも注意して!

先週、昼の放送で「登下校の歩行の仕方」についてお知らせしました。それは「学校前から国道49号線ブラジルコーヒーまでの細い道」。

「右側通行をお願いします。」とは皆さんに言ったものの、先日、本校生がこの通りを歩行中に自動車の運転手から「こちら側を歩け」と歩行者側から見て左側を歩くよう言われました。そこで、法律上、歩行者は「右側」と「左側」どちらを歩くことになっているのか、調べてみました。

道路交通法第10条1項では、次のように規定しています。

『歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。』

ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。』

つまり、学校前から国道49号線ブラジルコーヒーまでは細い道ですので、原則は「右側通行」をしなければならないこととなります。自動車の運転手もしっかり理解してほしいものです。

※ ただし、鶴見担公園に行く道と佐藤商店から北に向かう道は、登校の時は「左側通行」にしています。

ただ、その日、先生に直接注意されたにもかかわらず、それ以降も直らない生徒が2人いました。一度注意されても直らない、直そうとしない一部の人に対しては、次の言葉を贈りたいと思います。

大人の忠告にうなずく『素直さ』。「やめよう」と発言する『勇気』。正しさを「正しいこと」と認識する『知性』。そして「その先」を考える『創造力』と『洞察力』。

14・15歳ともなれば持っていて然るべき「力」。すでに、兼ね備えなければならない年齢です。

すべてに「意味」があるのです。『創造力』が根本的に足りません!

それをしたらどうなるのか、その結果で何が起るのか。何で学校が・先生が、同じことを何度も何度も繰り返して言うのか。「これくらいいいや」で済まされないことが、この世にはあるのです。

事故なく安全に登下校することは、自分だけでなく、先生だけでなく、保護者の皆さんも同じだと思います。まずは、交通ルールを守って、命を大事にする「考え方」や「行動」を身につけてほしいと思います。